

○ 公認会計士法施行規則（平成十九年内閣府令第八十一号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものとは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>〔第一章～第四章 略〕</p> <p>第五章 上場会社等に係る財務書類の監査又は証明に関する特則 （第八十三条―第九十六条）</p> <p>附則</p> <p>（監査関連業務等）</p> <p>第九条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 法第二十四条の三第三項（法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 他の公認会計士の監査証明業務に補助者として従事しているにもかかわらず、当該監査証明業務に当該他の公認会計士と同程度以上に実質的な関与をしていると認められる業務</p>	<p>目次</p> <p>〔第一章～第四章 同上〕</p> <p>第五章 雑則（第八十三条）</p> <p>附則</p> <p>（監査関連業務等）</p> <p>第九条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 「同上」</p> <p>一 他の公認会計士の監査証明業務に補助者として従事しているにもかかわらず、当該業務に当該他の公認会計士と同程度以上に実質的な関与をしていると認められる業務</p>

二 他の公認会計士から委託を受け、監査証明業務に係る審査（被監査会社等の財務書類に係る意見又は結論を表明するに先立ち、意見又は結論の形成に至る一切の過程の妥当性について検討し、必要な措置を講じること）をいう。第二十三条第二号及び第二十六条第五号において同じ。）を行う業務

三 監査法人の監査証明業務に補助者として従事しているにもかかわらず、当該監査証明業務に当該監査法人の法第三十四条の十二第二項に規定する社員と同程度以上に実質的な関与をしていると認められる業務

4

〔略〕

（単独監査を行うやむを得ない事情）

第十一条 法第二十四条の四ただし書（法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

〔一・二 略〕

三 共同して監査証明業務を行う他の公認会計士若しくは監査法人又は補助者として使用する他の公認会計士が移転したことから、当該他の公認会計士若しくは監査法人と共同し、又は当該他の公認会計士を補助者として使用して行うことができなくなつたこと。

〔四・五 略〕

二 他の公認会計士から委託を受け、監査証明業務に係る審査（被監査会社等の財務書類に係る意見又は結論を表明するに先立ち、意見又は結論の形成に至る一切の過程の妥当性について検討し、必要な措置を講じること）をいう。第二十三条第二号及び第二十六条第四号において同じ。）を行う業務

三 監査法人の監査証明業務に補助者として従事しているにもかかわらず、当該業務に当該監査法人の法第三十四条の十二第二項に規定する社員と同程度以上に実質的な関与をしていると認められる業務

4

〔同上〕

（単独監査を行うやむを得ない事情）

第十一条 〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 共同して監査証明業務を行う他の公認会計士若しくは監査法人又は補助者として使用する他の公認会計士が移転したことから、共同で当該業務を行うことができなくなつたこと。

〔四・五 同上〕

(説明書類に記載する業務の状況に関する事項)

第十四条 法第二十八条の四第一項(法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。第十七条第一項において同じ。)に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 業務の概況に関する次に掲げる事項

〔イ・ロ 略〕

ハ 業務の運営の状況(次に掲げる事項を含む。)

(1) 〔略〕

(2) 登録上場会社等監査人(法第三十四条の三十四の八第一項に規定する登録上場会社等監査人をいう。以下同じ。)

でない場合には、業務の品質の管理(法第三十四条の十三第三項に規定する業務の品質の管理をいう。以下同じ。)の状況

(3) 登録上場会社等監査人である場合には、第九十三条各号に掲げる事項

(4) 直近において日本公認会計士協会(以下「協会」という

。)の調査(法第四十六条の九の二第一項の調査をいう。

第三十九条第一号ホ(5)及び第八十七条第一号ロにおいて同じ。)を受けた年月

二 他の公認会計士(大会社等(法第二十四条の二に規定する大会社等をいう。以下同じ。))の財務書類について監査証明業務を行ったもの又は登録上場会社等監査人であるものに限る。)又は監査法人との業務上の提携(法第二十四条の四(

(説明書類に記載する業務の状況に関する事項)

第十四条 〔同上〕

一 〔同上〕

〔イ・ロ 同上〕

ハ 〔同上〕

(1) 〔同上〕

(2) 業務の品質の管理(法第三十四条の十三第三項に規定する業務の品質の管理をいう。以下同じ。)の状況

〔加える。〕

(3) 直近において法第四十六条の九の二第一項の規定による日本公認会計士協会(以下「協会」という。)の調査を受けた年月

二 他の公認会計士(大会社等(法第二十四条の二に規定する大会社等をいう。以下同じ。))の財務書類について監査証明業務を行ったものに限る。)又は監査法人との業務上の提携に関する次に掲げる事項

法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。第三十九條第一号へにおいて同じ。）又は第三十四條の三十四の十三に規定する業務を他の公認会計士又は監査法人と共同して行うことを含む。）に関する次に掲げる事項

- (1) 当該業務上の提携を行う当該他の公認会計士又は監査法人の氏名又は名称
- (2) 当該業務上の提携を開始した年月
- (3) 当該業務上の提携の内容

〔二・三 略〕

(対象業務に重要な影響を与えることができる社員)

第二十二條の二 令第十四條の二第六号に規定する内閣府令で定めるものは、同条第一号に規定する対象業務に補助者として従事しているにもかかわらず、当該対象業務に同号から同条第三号までに掲げる者と同程度以上に実質的な関与をしていると認められる社員とする。

(業務管理体制の整備)

第二十五條 法第三十四條の十三第一項の規定により監査法人が整備しなければならない業務管理体制は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- 一 業務の執行の適正を確保するための措置（経営の基本方針及び経営管理に関する措置並びに法令遵守に関する措置を含む）。

- (1) 提携を行う当該他の公認会計士又は監査法人の氏名又は名称

- (2) 提携を開始した年月
- (3) 業務上の提携の内容

〔二・三 同上〕

〔条を加える。〕

(業務管理体制の整備)

第二十五條 「同上」

- 一 業務の執行の適正を確保するための措置（経営の基本方針及び経営管理に関する措置並びに法令遵守に関する措置を含む）。

第二十七条第一号及び第三十九条第一号ホ(1)において同じ。)がとられていること。

二 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置がとられていること。

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

〔三〕七 略

(品質の管理)

第二十六条 法第三十四条の十三第三項に規定する内閣府令で定める業務の遂行に関する事項は、次に掲げる事項とする。

一 業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の保持

二 「略」

三 業務を担当する社員その他の者の選任

四 人材、情報通信技術その他の業務の運営に関する資源の取得又は開発、維持及び配分(次に掲げる事項を含む。)

イ 社員の報酬の決定に関する事項

ロ 社員及び使用人その他の従業者の研修に関する事項

五 「略」

六 業務に関する情報の収集及び伝達

七 前任及び後任の公認会計士又は監査法人との間の業務の引継

第二十七条第一号及び第三十九条第一号ホにおいて同じ。)がとられていること。

二 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置(次に掲げるものを含む。)がとられていること。

イ 業務の品質の管理の監視に関する措置

ロ 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する責任者の選任その他の責任の所在の明確化に関する措置

〔三〕七 同上

(品質の管理)

第二十六条 「同上」

一 業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の確保

二 「同上」

三 業務を担当する社員その他の者の採用、教育、訓練、評価及び選任

「号を加える。」

四 「同上」

「号を加える。」

「号を加える。」

ぎ

八 前各号に掲げる事項についての責任者の選任並びにその役割及び責任の明確化

九 前各号に掲げる事項についての目標の設定、当該目標の達成を阻害する可能性のある事象（以下この号において「リスク」という。）の識別及び評価並びに当該リスクに対処するための方針の策定及び実施

十 第一号から第八号までに掲げる事項についての実施状況の把握（以下この号において「モニタリング」という。）及び当該モニタリングを踏まえた改善

（貸借対照表）

第三十条 「略」

〔2〕10 略

11 次に掲げるものその他資産、負債又は社員資本以外のものであっても、純資産の部の項目として計上することが適当であると認められるものは、評価・換算差額等として純資産に計上することができる。

一 「略」

二 ヘッジ会計（会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）

第二条第三項第二十八号に規定するヘッジ会計をいう。）を適用する場合におけるヘッジ手段（同号に規定するヘッジ手段をいう。）に係る損益又は評価差額

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

（貸借対照表）

第三十条 「同上」

〔2〕10 同上

11 「同上」

一 「同上」

二 ヘッジ会計（会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）

第二条第三項第二十五号に規定するヘッジ会計をいう。）を適用する場合におけるヘッジ手段（同号に規定するヘッジ手段をいう。）に係る損益又は評価差額

三 「略」

(説明書類に記載する業務及び財産の状況に関する事項)

第三十九条 法第三十四条の十六の三第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項(無限責任監査法人にあっては、第五号口からホまでに掲げる事項を除く。)とする。

一 業務の概況に関する次に掲げる事項

〔イ〜ニ 略〕

ホ 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況に関する次に掲げる事項

(1) 「略」

(2) 登録上場会社等監査人でない場合には、業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

(3) 登録上場会社等監査人である場合には、第九十三条各号に掲げる事項

(4) 「略」

(5) 直近において協会の調査を受けた年月

(6) 「略」

へ 公認会計士(大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったもの又は登録上場会社等監査人であるものに限る。)

三 「同上」

(説明書類に記載する業務及び財産の状況に関する事項)

第三十九条 法第三十四条の十六の三第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項(無限責任監査法人にあっては第五号口からホに掲げる事項を除く。)とする。

一 「同上」

〔イ〜ニ 同上〕

ホ 「同上」

(1) 「同上」

(2) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置(独立性の保持のための方針の策定、社員の報酬決定に関する事項並びに社員及び使用人その他の従事者の研修に関する事項を含む。(5)において同じ。)

「加える。」

(3) 「同上」

(4) 直近において法第四十六条の九の二第一項の規定による協会の調査を受けた年月

(5) 「同上」

へ 他の公認会計士(大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったものに限る。)又は監査法人との業務上の提携に

又は他の監査法人との業務上の提携（法第二十四条の四又は第三十四条の三十四の十三に規定する業務を公認会計士と共同して行うことを含む。）に関する次に掲げる事項

(1) 当該業務上の提携を行う当該公認会計士又は他の監査法人の氏名又は名称

(2) 当該業務上の提携を開始した年月

(3) 当該業務上の提携の内容

ト 外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする者をいう。以下この号において同じ。）との業務上の提携に関する次に掲げる事項

(1) 当該業務上の提携を行う当該外国監査事務所等の商号又は名称

(2) 当該業務上の提携を開始した年月

(3) 当該業務上の提携の内容

(4) 〔略〕

〔二〕四 略

五 財産の概況に関する次に掲げる事項

〔イ〕ハ 略

ニ 供託金等の額（令第二十五条に規定する供託金の額、供託所へ供託した供託金の額、保証委託契約の契約金額及び有限责任監査法人責任保険契約（法第三十四条の三十四第一項に規定する有限责任監査法人責任保険契約をいう。以下「責任

関する次に掲げる事項

(1) 提携を行う当該他の公認会計士の氏名又は監査法人の名称

(2) 提携を開始した年月

(3) 業務上の提携の内容

ト 〔同上〕

(1) 提携を行う当該外国監査事務所等の商号又は名称

(2) 提携を開始した年月

(3) 業務上の提携の内容

(4) 〔同上〕

〔二〕四 同上

五 〔同上〕

〔イ〕ハ 同上

ニ 供託金等の額（令第二十五条に規定する供託金の額、供託所へ供託した供託金の額、保証委託契約の契約金額及び有限责任監査法人責任保険契約（法第三十四条の三十四第一項に規定する有限责任監査法人責任保険契約をいう。以下「責任

「保険契約」という。)の填補限度額を含む。)

ホ 「略」

六 「略」

(検査役の調査を要しない市場価格のある有価証券)

第四十八条 法第三十四条の二十三第一項において準用する会社法第二百七条第九項第三号に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる額のうちいずれか高い額をもって同号に規定する有価証券の価格とする方法とする。

一 「略」

二 変更日において当該有価証券が公開買付け等(会社計算規則第二条第三項第三十二号に規定する公開買付け等をいう。以下同じ。)の対象であるときは、当該決定日における当該公開買付け等に係る契約における当該有価証券の価格

(監査報告書の記載事項)

第六十九条 前条の監査報告書には、次に掲げる事項を簡潔明瞭に記載し、かつ、公認会計士又は監査法人の代表者が作成の年月日を付して署名しなければならない。この場合において、当該監査報告書が監査法人の作成するものであるときは、当該監査法人の代表者のほか、当該監査証明に係る業務を執行した社員(以下「業務執行社員」という。)が、署名しなければならない。ただし、指定証明(法第三十四条の十の四第二項に規定する指定証明を

「保険契約」という。)のん補限度額を含む。)

ホ 「同上」

六 「同上」

(検査役の調査を要しない市場価格のある有価証券)

第四十八条 「同上」

一 「同上」

二 変更日において当該有価証券が公開買付け等(会社計算規則第二条第三項第二十九号に規定する公開買付け等をいう。以下同じ。)の対象であるときは、当該決定日における当該公開買付け等に係る契約における当該有価証券の価格

(監査報告書の記載事項)

第六十九条 前条の監査報告書には、次に定める事項を簡潔明瞭に記載し、かつ、公認会計士又は監査法人の代表者が作成の年月日を付して署名しなければならない。この場合において、当該監査報告書が監査法人の作成するものであるときは、当該監査法人の代表者のほか、当該監査証明に係る業務を執行した社員(以下「業務執行社員」という。)が、署名しなければならない。ただし、指定証明(法第三十四条の十の四第二項に規定する指定証明を

いう。)又は特定証明(法第三十四条の十の五第二項に規定する特定証明をいう。)であるときは、当該指定証明に係る指定社員(法第三十四条の十の四第二項に規定する指定社員をいう。)又は当該特定証明に係る指定有限責任社員(法第三十四条の十の五第二項に規定する指定有限責任社員をいう。)である業務執行社員が作成の年月日を付して署名しなければならない。

一 監査の対象となった計算書類の範囲

〔号を削る。〕

二 監査の対象となった計算書類が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類に係る会計年度の財政状態及び経営成績を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見

三 前号の意見の根拠

四 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和三十八年大蔵省令第五十九号)第八条の二十七の規定による注記に係る事項

五 その他の記載内容に関する事項(第八項の規定により第二号の意見の表明をしない旨及びその理由を監査報告書に記載する場合を除く。)

六 〔略〕

七 登録有限責任監査法人の社員の責任

八 監査を実施した公認会計士又は監査法人の責任

いう。)又は特定証明(法第三十四条の十の五第二項に規定する特定証明をいう。)であるときは、当該監査法人の代表者に代えて、当該指定証明に係る指定社員(法第三十四条の十の四第二項に規定する指定社員をいう。)又は当該特定証明に係る指定有限責任社員(法第三十四条の十の五第二項に規定する指定有限責任社員をいう。)である業務執行社員が作成の年月日を付して署名しなければならない。

一 監査の対象

二 実施した監査の概要

三 監査の対象となった計算書類が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類に係る会計年度の財政状態及び経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

四 〔同上〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

九 〔略〕

〔項を削る。〕

五 〔同上〕

2 前項第一号に定める監査の対象は、次に掲げる事項について記載するものとする。

一 監査の対象となった計算書類の範囲

二 計算書類の作成責任は監査の対象となる有限責任監査法人の社員にあること。

三 監査を実施した公認会計士又は監査法人の責任は独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにあること。

3 第一項第二号に定める監査の概要は、次に掲げる事項について記載するものとする。ただし、重要な監査手続が実施できなかった場合には、当該実施できなかった監査手続を記載するものとする。

一 監査が一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して行われた旨

二 監査の基準は監査を実施した公認会計士又は監査法人に計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めていること。

三 監査は試査を基礎として行われていること。

四 監査は有限責任監査法人の社員が採用した会計方針及びその適用方法並びに有限責任監査法人の社員によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類の表示を検討していること。

五 監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たこと

2 前項第二号の意見は、次の各号に掲げる意見の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載するものとする。

一 無限定適正意見 監査の対象となった計算書類が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類に係る会計年度の財政状態及び経営成績を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨

二 除外事項を付した限定付適正意見 監査の対象となった計算書類が、除外事項を除き一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類に係る会計年度の財政状態及び経営成績を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨

3 第一項第三号の意見の根拠は、次に掲げる事項について記載するものとする。

一 監査が一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して行われた旨

二 監査の結果として入手した監査証拠が意見表明の基礎を与える十分かつ適切なものであること。

三 第一項第二号の意見が前項第二号に掲げる意見である場合に

4 第一項第三号に定める意見は、次の各号に掲げる意見の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載するものとする。

一 無限定適正意見 監査の対象となった計算書類が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類に係る会計年度の財政状態及び経営成績をすべての重要な点において適正に表示していると認められる旨

二 除外事項を付した限定付適正意見 監査の対象となった計算書類が、除外事項を除き一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類に係る会計年度の財政状態及び経営成績をすべての重要な点において適正に表示していると認められる旨並びに除外事項及び当該除外事項が当該計算書類に与えている影響又は重要な監査手続が実施できなかった事実が影響する事項

三 不適正意見 監査の対象となった計算書類が不適正である旨及びその理由

「項を加える。」

は、次のイ又はロに掲げる事項

イ 除外事項及び当該除外事項が監査の対象となった計算書類に与えている影響並びにこれらを踏まえて前項第二号に掲げる意見とした理由

ロ 実施できなかつた重要な監査手続及び当該重要な監査手続を実施できなかつた事実が影響する事項並びにこれらを踏まえて前項第二号に掲げる意見とした理由

四 第一項第二号の意見が前項第三号に掲げる意見である場合には、監査の対象となつた計算書類が不適正である理由

4 第一項第五号のその他の記載内容に関する事項は、法第三十四条の十六第二項に規定する業務報告書の記載内容及び法第三十四条の十六の三第一項に規定する説明書類の記載内容（第三十九条第五号ロ及びハに掲げる事項を除く。）に関する次に掲げる事項を記載するものとする。

一 その他の記載内容の範囲

二 その他の記載内容に対する登録有限責任監査法人の社員の責任

三 その他の記載内容に対して公認会計士又は監査法人は意見を表明するものではない旨

四 その他の記載内容に対する公認会計士又は監査法人の責任

五 その他の記載内容について公認会計士又は監査法人が報告すべき事項の有無及びその内容

5 第一項第六号の追記情報は、会計方針の変更、重要な偶発事象

「項を加える。」

5 第一項第四号に定める事項は、正当な理由による会計方針の変

、重要な後発事象その他の事項であつて、監査を実施した公認会計士又は監査法人が強調し、又は説明することが適当と判断した事項についてそれぞれ区分して記載するものとする。

6 第一項第七号の登録有限責任監査法人の社員の責任は、次に掲げる事項について記載するものとする。

一 計算書類を作成する責任があること。

二 計算書類に重要な虚偽の表示がないように内部統制を整備し、及び運用する責任があること。

7 第一項第八号の監査を実施した公認会計士又は監査法人の責任は、次に掲げる事項について記載するものとする。

一 監査を実施した公認会計士又は監査法人の責任は独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにあること。

二 一般に公正妥当と認められる監査の基準は監査を実施した公認会計士又は監査法人に計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めていること。

三 監査は計算書類項目に関する監査証拠を得るための手続を含むこと。

四 監査は登録有限責任監査法人の社員が採用した会計方針及びその適用方法並びに登録有限責任監査法人の社員によって行われた見積りの評価も含め全体として計算書類の表示を検討していること。

五 監査手続の選択及び適用は監査を実施した公認会計士又は監査法人の判断によること。

更、重要な偶発事象、重要な後発事象等で、監査を実施した公認会計士又は監査法人が説明又は強調することが適当と判断した事項について記載するものとする。

「項を加える。」

「項を加える。」

六 監査の目的は内部統制の有効性について意見を表明するためのものではないこと。

8 公認会計士又は監査法人は、重要な監査手続が実施されなかったこと等により、第一項第二号の意見を表明するための基礎を得られなかった場合には、同項の規定にかかわらず、同号の意見の表明をしない旨及びその理由を監査報告書に記載しなければならない。

(対象業務に重要な影響を与えることができる社員)

第六十九条の二 令第二十三条第二号へに規定する内閣府令で定めるものは、同号イに規定する対象業務に補助者として従事しているにもかかわらず、当該対象業務に同号イからハまでに掲げる者と同程度以上に実質的な関与をしていると認められる社員とする。

第五章 上場会社等に係る財務書類の監査又は証明に関する

特則

(登録の申請)

第八十三条 法第三十四条の三十四の二の規定による登録を受けようとする者は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める様式により作成した法第三十四条の三十四の四第一項の申請書に、同条第二項の規定による書類を添付して、協会に提出しな

6 公認会計士又は監査法人は、重要な監査手続が実施されなかったこと等により、第一項第三号に定める意見を表明するための合理的な基礎を得られなかった場合には、同項の規定にかかわらず、同号の意見の表明をしない旨及びその理由を監査報告書に記載しなければならない。

〔条を加える。〕

第五章 雑則

(法第四十九条の四第二項第二号に規定する内閣府令で定める事由)

第八十三条 法第四十九条の四第二項第二号に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 法第四十六条の九の二第一項の規定による協会の調査を受けていないこと。

なければならない。

- 一 公認会計士 別紙様式第十九号
- 二 監査法人 別紙様式第二十号

(登録申請書の記載事項)

第八十四条 法第三十四条の三十四の四第一項第一号二に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 上場会社等（法第三十四条の三十四の二に規定する上場会社等をいう。以下この章において同じ。）の財務書類について共同して監査証明業務（金融商品取引法第九十三条の二第一項及び第二項に規定する監査証明に係るものに限る。第八十七条第一号ロ②及び第九十五条を除き、以下この章において同じ。）を行う他の公認会計士又は当該監査証明業務を行うときに補助者として使用する他の公認会計士に関する次に掲げる事項
 - イ 公認会計士の登録番号
 - ロ 登録上場会社等監査人である場合には、その登録番号
 - ハ 法第三十四条の三十四の二の登録の申請をしている場合には、その旨及び当該申請の年月日
- 二 上場会社等の財務書類について共同して監査証明業務を行う監査法人に関する次に掲げる事項
 - イ 事務所の所在地
 - ロ 登録有限責任監査法人である場合には、その登録番号
 - ハ 前号ロ及びハに掲げる事項

二 前号の調査に協力することを拒否していること。

2| 法第三十四条の三十四の四第一項第一号ホに規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一| 公認会計士の登録番号

二| 事務所の名称

3| 法第三十四条の三十四の四第一項第二号ホに規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一| 社員の総数

二| 公認会計士である社員の数

三| 登録有限責任監査法人である場合には、その登録番号

(登録申請書の添付書類)

第八十五条 法第三十四条の三十四の四第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、同条第一項の申請書の提出の日現在における第十四条各号(第一号ハ③及び第三号を除く。)に掲げる事項を記載した書類とする。

2| 法第三十四条の三十四の四第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、同条第一項の申請書の提出の日現在における第三十九条各号(第一号ホ③及び第六号を除く。)に掲げる事項(無限責任監査法人にあつては、同条第五号ロからホまでに掲げる事項を除く。)を記載した書類とする。

3| 法第三十四条の三十四の四第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一| 申請者が公認会計士である場合にあつては、次に掲げる書類

イ 経歴書

ロ 上場会社等の財務書類について共同して監査証明業務を行う他の公認会計士及び当該監査証明業務を行うときに補助者として使用する他の公認会計士の経歴書

二 申請者が監査法人である場合にあつては、次に掲げる書類

イ 社員である公認会計士及び特定社員の氏名及び登録番号を記載した書類

ロ 社員である公認会計士の経歴書

三 監査証明業務に係る契約の締結を予定している上場会社等の名称を記載した書類

四 法第三十四条の三十四の六第一項第五号に該当するかどうかを審査するために協会が必要と認める書類

(監査法人の社員のうち公認会計士である社員の占める割合)

第八十六条 法第三十四条の三十四の六第一項第三号トに規定する内閣府令で定める割合は、百分の七十五とする。

(監査証明業務を公正かつ的確に遂行するための体制)

第八十七条 法第三十四条の三十四の六第一項第五号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる体制とする。

一 上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するに足りる人的体制(次に掲げる事項を含むものに限る。)

イ 上場会社等の財務書類に係る監査証明業務に関する十分な知識及び経験を有する公認会計士を確保していること（申請者（監査法人にあつては、社員の過半数）が公認会計士の登録を受けた後三年以上の当該監査証明業務の経験を有する者であることを含む。）。

ロ 申請者（監査法人にあつては、社員の過半数）が、次に掲げる要件の全てに該当すること。

(1) 協会の調査に協力することを拒否したことがある者でないこと、又は当該調査に協力することを拒否したことがある監査法人の社員（当該監査法人の代表者及び第九十三条第四号に規定する社員に限る。）であつた者でないこと。

(2) 協会の調査において協会の会則その他の規則の定めるところにより監査証明業務の運営の状況に重大な不備があるとして協会の認定（法第三十四条の三十四の四第一項の申請書の提出の日前三年以内に行われたものに限る。）を受けた者でないこと、又は当該認定を受けた監査法人の社員（当該認定の原因となつた監査証明業務に係る令第十四条の二各号に掲げる者に限る。）であつた者でないこと。

二 上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するために必要な業務の品質の管理を行うための体制（次に掲げる事項のいずれかを含むものに限る。）

イ 業務の品質の管理に係る専任の部門の設置

ロ 業務の品質の管理に主として従事する公認会計士（監査法

人にあつては、社員である者に限る。)の選任

(変更登録の申請)

第八十八条 登録上場会社等監査人は、法第三十四条の三十四の八第一項の規定による変更の登録を申請しようとするときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める様式により作成した変更登録申請書を協会に提出しなければならない。

- 一 公認会計士である場合 別紙様式第二十一号
 - 二 監査法人である場合 別紙様式第二十二号
- 2 前項の変更登録申請書には、変更の事実を証する書類を添付しなければならない。

(変更登録に関する協会の手続)

第八十九条 協会は、前条第一項の変更登録申請書の提出があつたときは、審査の上、遅滞なく、当該申請に係る事項を上場会社等監査人名簿に登録しなければならない。

- 2 協会は、前項の登録を行ったときは、その旨を同項の変更登録申請書を提出した登録上場会社等監査人に通知しなければならない。

(登録の抹消に関する届出)

第九十条 登録上場会社等監査人が法第三十四条の三十四の二の登録に係る監査証明業務を廃止したときは、その日から二週間以内

に、次に掲げる事項を記載した届出書を協会に提出しなければならない。

一 当該監査証明業務を廃止した者の氏名又は名称、主たる事務所
の所在地及び電話番号

二 当該監査証明業務を廃止した年月日及びその理由

2 前項の届出書には、同項の監査証明業務を廃止した者が監査法人である場合にあっては、当該監査証明業務を廃止することを決議した社員をもって構成される合議体の議事録の写しその他の当該監査証明業務を廃止することについて必要な手続があったことを証する書面を添付しなければならない。

(金融庁長官への通知)

第九十一条 協会は、法第三十四条の三十四の五第一項の規定による登録、法第三十四条の三十四の八第一項の規定による変更の登録、法第三十四条の三十四の九第一項の規定による登録の取消し又は法第三十四条の三十四の十の規定による登録の抹消をしたときは、遅滞なく、その旨を金融庁長官に通知しなければならない。

(共同監査等を行うことができないやむを得ない事情)

第九十二条 法第三十四条の三十四の十三に規定する内閣府令で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

一 共同して上場会社等の財務書類について監査証明業務を行う

他の公認会計士又は補助者として使用する他の公認会計士が登録を抹消されたこと。

二 共同して上場会社等の財務書類について監査証明業務を行う他の公認会計士又は監査法人が法第三十四条の三十四の二の登録を取り消されたこと。

三 共同して上場会社等の財務書類について監査証明業務を行う他の公認会計士又は補助者として使用する他の公認会計士が事故、病気その他これに準ずる事由により業務を行うことができなくなつたこと。

四 共同して上場会社等の財務書類について監査証明業務を行う他の公認会計士若しくは監査法人又は補助者として使用する他の公認会計士が移転したことにより、当該他の公認会計士若しくは監査法人と共同し、又は当該他の公認会計士を補助者として使用して行うことができなくなつたこと。

五 共同して上場会社等の財務書類について監査証明業務を行う監査法人が解散したこと。

六 前各号に準ずるやむを得ない事情であつて、当該登録上場会社等監査人の責めに帰すべき事由がないもの

(業務の品質の管理の状況等の評価及び公表)

第九十三条 登録上場会社等監査人は、法第三十四条の三十四の四の規定により、年度（毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。）又は会計年度中の一定の日（第一号及び第三号におい

て「基準日」という。)における業務の品質の管理の状況(監査法人にあっては、業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置。以下この条及び第九十五条において「業務の品質の管理の状況等」という。)を適切に評価し、かつ、次に掲げる事項を公表する体制を整備しなければならない。

一 基準日

二 業務の品質の管理の目的

三 基準日における業務の品質の管理の状況等

四 業務の品質の管理の状況等に関する評価の結果及びその理由
(監査法人にあっては、業務の品質の管理の方針の策定及びその実施について監査法人を代表して責任を有する社員による評価の結果及びその理由)

五 前号の評価の結果が、業務の品質の管理の目的が達成されているという合理的な保証を当該登録上場会社等監査人に提供していないことを内容とするものであった場合には、業務の品質の管理の状況等を改善するために実施した、又は実施しようとする措置の内容

(知識及び経験を有する公認会計士の監査証明業務への関与)

第九十四条 登録上場会社等監査人は、法第三十四条の三十四の四の規定により、被監査会社等である上場会社等の属性に応じて、当該上場会社等の財務書類の監査証明業務について十分な知識及び経験を有する公認会計士を当該監査証明業務に関与させる体

制を整備しなければならない。

(経営管理の状況等の公表)

第九十五条 登録上場会社等監査人は、法第三十四条の三十四の十四の規定により、経営管理の状況、監査証明業務における情報通信技術の活用状況、人材の確保の状況その他の当該登録上場会社等監査人の監査証明業務に利害関係を有する者が当該登録上場会社等監査人の概況及び業務の品質の管理の状況等を理解するために有用な事項を公表する体制を整備しなければならない。

(組織的な運営)

第九十六条 登録上場会社等監査人は、法第三十四条の三十四の十四の規定により、組織的な運営に関する原則として金融庁長官が指定するものに沿って業務を実施するための体制及び当該原則の適用状況を公表するための体制を整備しなければならない。

別紙様式第 19 号 (第 83 条第 1 号関係)

(日本産業規格 A4)

(第 1 面)

年 月 日

日本公認会計士協会 殿

申請者

(郵便番号 —)

主たる事務所の所在地

電話番号 (—)

[様式を加える。]

氏名
登録申請書

公認会計士法第34条の34の4第1項の規定により同法第34条の34の2の登録を申請します。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の13に規定する旧氏をいう。第2面記載上の注意において同じ。)及び名を氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができます。

(第2面)

(ふりがな) 氏名		
生年月日	年 月 日 生	
主たる事務所	名称	
	所在地	
従たる事務所	名称	
	所在地	
公認会計士又は外国公認会計士の登録番号	登録番号 第 号	
共同して監査証明業務を行う他の公認会計士又は外国公認会計士		
(ふりがな) 氏名	公認会計士又は外国公認会計士の登録番号	登録上場会社等監査人の登録番号
	登録番号 第 号	登録番号 第 号
	登録番号 第 号	登録番号 第 号
	登録番号 第 号	登録番号 第 号
	登録番号 第 号	登録番号 第 号

	登録番号 第 号	登録番号 第 号
補助者として使用する他の公認会計士		
(ふりがな) 氏名	公認会計士又は外国公認会計士の登録番号	
	登録番号 第 号	
共同して監査証明業務を行う監査法人		
名称		
事務所の所在地		
登録有限責任監査法人の登録番号	登録番号 第 号	
登録上場会社等監査人の登録番号	登録番号 第 号	号

(記載上の注意)

1. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。
2. 「登録上場会社等監査人の登録番号」は、共同して監査証明業務を行う他の公認会計士若しくは外国公認会計士又は監査法人が公認会計士法第 34 条の 34 の 2 の登録の申請をしている場合には、登録番号に代えて、その旨及び当該申請の年月日を記載すること。
3. 「登録有限責任監査法人の登録番号」は、共同して監査証明業務を行う監査法人が公認会計士法第 34 条の 27 第 1 項第 2 号ロに規定する登録有限責任監査法人である場合に限り、記載すること。

別紙様式第 20 号 (第 83 条第 2 号関係)

[様式を加える。]

(日本産業規格 A 4)
(第 1 面)

日本公認会計士協会 殿

年 月 日

申請者

(郵便番号 ー)

主たる事務所の所在地

電話番号 () ー

名称

代表者の氏名

登 録 申 請 書

公認会計士法第 34 条の 34 の 4 第 1 項の規定により同法第 34 条の 34 の 2 の登録を申請します。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和 42 年政令第 292 号)第 30 条の 13 に規定する旧氏をいう。第 3 面記載上の注意において同じ。)及び名を氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

(第 2 面)

名称	
事務所の所在地	
社員の氏名及び住所	別添 1 のとおり
資本金の額	別添 2 のとおり
社員の総数	人
公認会計士である社員の数	人
登録有限責任監査法人の登録番号	登録番号 第 号

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

(第4面)

(別添2：資本金の額)

資本金の額	年月日
	年 月 日 現在

別紙様式第21号(第88条第1項第1号関係)

(日本産業規格A4)

(第1面)

<p>日本公認会計士協会 殿</p> <p>申請者 登録番号 第 号 (郵便番号 ー)</p> <p>主たる事務所の所在地 電話番号 (ー) 氏名</p> <p>変 更 登 録 申 請 書</p> <p>登録上場会社等監査人の登録事項について、下記のとおり変更がありましたので、公認会計士法第34条の34の8第1項の規定により変更の登録を申請します。</p> <p>この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。</p>	<p>年 月 日</p>
---	--------------

[様式を加える。]

なお、変更後の登録事項は別紙のとおりです。

(記載上の注意)

1. 氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 30 条の 13 に規定する旧氏をいう。第 2 面記載上の注意及び第 3 面記載上の注意において同じ。）及び名を氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。
2. 変更の事実を証する書類を添付すること。ただし、変更の事由が行政区画又は土地の名称の変更によるときは、この限りでない。

(第 2 面)

記

登録事項	変更前	変更後	変更の生じた年月日	事由

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

(第 3 面)

別紙

(ふりがな)		
氏名		
生年月日		年 月 日生
主たる事務所	名称	
	所在地	
従たる事務所	名称	
	所在地	

公認会計士又は外国公認会計士の 登録番号	登録番号 第 号	
共同して監査証明業務を行う他の公認会計士又は外国公認会計士		
(ふりがな) 氏名	公認会計士又は外国 公認会計士の登録番号	登録上場会社等監査人の 登録番号
	登録番号 第 号	登録番号 第 号
	登録番号 第 号	登録番号 第 号
	登録番号 第 号	登録番号 第 号
	登録番号 第 号	登録番号 第 号
	登録番号 第 号	登録番号 第 号
補助者として使用する他の公認会計士		
(ふりがな) 氏名	公認会計士又は外国公認会計士の登録番号	
	登録番号 第 号	
共同して監査証明業務を行う監査法人		
名称		
事務所の所在地		
登録有限責任監査法人の登録番号	登録番号 第 号	号
登録上場会社等監査人の登録番号	登録番号 第 号	号

(記載上の注意)

1. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

2. 「登録上場会社等監査人の登録番号」は、共同して監査証明業務を行う他の公認会計士若しくは外国公認会計士又は監査法人が公認会計士法第34条の34の2の登録の申請をしている場合には、登録番号に代えて、その旨及び当該申請の年月日を記載すること。
3. 「登録有限責任監査法人の登録番号」は、共同して監査証明業務を行う監査法人が公認会計士法第34条の27第1項第2号ロに規定する登録有限責任監査法人である場合に限り、記載すること。

別紙様式第22号(第88条第1項第2号関係)

(日本産業規格A4)

(第1面)

日本公認会計士協会 殿	年 月 日
申請者 登録番号 第 号 (郵便番号 ー)	
主たる事務所の所在地 電話番号 () ー	
名称 代表者の氏名	
変 更 登 録 申 請 書	

登録上場会社等監査人の登録事項について、下記のとおり変更がありましたので、公認会計士法第34条の34の8第1項の規定により変更の登録を申請します。
 この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。
 なお、変更後の登録事項は別紙のとおりです。

(記載上の注意)

1. 氏を改めた者においては、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年

[様式を加える。]

- 政令第 292 号) 第 30 条の 13 に規定する旧氏をいう。第 2 面記載上の注意及び第 4 面記載上の注意において同じ。) 及び名を氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。
2. 変更の事実を証する書類を添付すること。ただし、変更の事由が行政区画又は土地の名称の変更によるときは、この限りでない。

(第 2 面)

記

登録事項	変更前	変更後	変更の生じた年月日	事由

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

(第 3 面)

別紙

名称	
事務所の所在地	
社員の氏名及び住所	別添 1 のとおり
資本金の額	別添 2 のとおり
社員の総数	人
公認会計士である社員の数	人
登録有限責任監査法人の登録番号	登録番号 第 号

(記載上の注意)

1. 「資本金の額」は、申請者が公認会計士法第 1 条の 3 第 4 項に規定する有限責任監査法人である場合に限り、記載すること。

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

(第5面)

(別添2：資本金の額)

資本金の額	年月日
	年 月 日 現在

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。